

第1章 教育職員免許法の概要

1 目的

【免許法第1条】

この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

2 定義

①教育職員

【免許法第2条第1項】

学校教育法第1条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。

②授与権者

【免許法第5条第6項】

都道府県の教育委員会をいう。

3 免許状主義

① 教育職員は、各相当の免許状を有する者でなければならない。

【免許法第3条第1項】

※ 「各相当の免許状」とは、教育職員の各種別（教諭、助教諭等）、学校種及び教科にそれぞれ相当する免許状のことである。

◎特例規定

○講師

【免許法第3条第2項】

免許状主義の観点からは、講師（常勤、非常勤を問わない。）となるためには、講師の免許状が必要なこととなるが、講師の免許状を特に設けず、相当学校の教員の相当免許状を有する者を講師と充てるものとする。

○特別非常勤講師

【免許法第3条の2】

教科の領域の一部に係る事項の教授又は実習を担当する非常勤講師については、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。この場合、あらかじめ授与権者に届出を要する。

○免許外教科担任許可

【免許法附則第2項】

授与権者は、当分の間、中学校又は高等学校（中等教育学校の前期課程若しくは後期課程、又は盲・聾・養護学校の中学部若しくは高等部を含む。）において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び教諭の申請により、1年以内の期間を限り、当該教科について免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担当することを許可することができる。

○小学校の専科教員

【免許法附則第3項】

音楽、美術、保健体育又は家庭の教科について中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれの免許状に係る教科に相当する教科の教授を担当する小学校の教諭又は講師となることができる。

○養護教諭の保健の教科の領域に係る事項の教授

【免許法附則18項】

養護教諭の免許状を有する者（3年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護教諭として勤務しているものは、当分の間、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

- ② 盲・聾・養護学校の教員については、盲・聾・養護学校の教員の免許状のほか、各部に相当する学校の教員の免許状が必要である。【免許法第3条第3項】

各部に相当する学校の普通免許状
又は臨時免許状

+

相当の盲・聾・養護学校の
普通免許状又は臨時免許状

◎特例規定

- 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、盲・聾・養護学校の相当する各部の教員となることができる。【免許法附則第19項】

各部に相当する学校の普通免許状

- 盲・聾・養護学校において、特殊の教科以外の教科の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担任する教諭又は講師は、盲・聾・養護学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者であれば足りる。【免許法第17条の3】

小・中・高・幼のいずれかの学校の
普通免許状

+

盲・聾・養護学校の普通免
許状

- ※ 上記の特例規定は、普通免許状を有しない場合には適用されない。
（臨時免許状である場合には、原則に基づき2つの免許状が必要となる。）

- ③ 中等教育学校の教員については、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状が必要である。【免許法第3条第4項】

◎特例規定

- 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ中等教育学校の前期課程における教科又は後期課程における教科の教授又は実習を担任する教諭又は講師となることができる。【免許法附則第20項】

4 免許状授与の欠格事項

【免許法第5条第1項ただし書き】

次のいずれかに該当する者には、免許状を授与しない。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 高等学校を卒業しない者。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同以上の資格を有すると認められた者を除く。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (5) 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 免許状の種類等

【免許法第4条】

○普通免許状

小学校等の学校種別の教諭と学校種にかかわりのない養護教諭の免許状とに区分され、さらにそれぞれ専修免許状、1種免許状及び2種免許状に区分される。

免許状の種類		教科又は事項
小学校教諭	専修・1種・2種	
中学校教諭	専修・1種・2種	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語等）、宗教
高等学校教諭	専修・1種	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語等）、宗教
	1種	教科の領域の一部に係る事項 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務 【免許法第16条の4、施行規則第61条の4】
幼稚園教諭	専修・1種・2種	
盲学校教諭	専修・1種・2種	
盲学校特殊教科教諭	1種・2種	理療（あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを含む）、音楽 【免許法第17条第1項、施行規則第63条第4項第1号】
盲学校自立活動教諭	1種	自立活動（視覚障害教育） 【免許法第17条第1項、施行規則第63条の2第3項第1号】
聾学校教諭	専修・1種・2種	
聾学校特殊教科教諭	1種・2種	理容、特殊技芸（美術、工芸、被服） 【免許法第17条第1項、施行規則第63条第4項第2号】
聾学校自立活動教諭	1種	自立活動（聴覚障害教育） 【免許法第17条第1項、施行規則第63条の2第3項第2号】
養護学校教諭	専修・1種・2種	
養護学校 自立活動教諭	1種	自立活動（肢体不自由教育、言語障害教育） 【免許法第17条第1項、施行規則第63条の2第3項第3号】
養護教諭	専修・1種・2種	

【効力】 すべての都道府県（中学校及び高等学校の宗教の教科については国公立の学校の場合を除く。）において効力を有する。
【免許法第9条第1項】

（有効期間については別段の制限はなく、終身効力を有する。）

○特別免許状

社会において専門的な知識・技能等を身につけた社会人を、学校現場に教諭として招致することをねらいとしたもので、学校（幼稚園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とされ、養護教諭の特別免許状は設けられていない。

免許状の種類	教科又は事項
小学校教諭	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語等）、宗教
高等学校教諭	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語等）、宗教 《教科の領域の一部に係る事項》 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務 【免許法第16条の4、施行規則第61条の4】
盲学校教諭	理療（あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを含む）、音楽 自立活動（視覚障害教育） 【免許法第17条第1項、施行規則第63条第4項第1号・第63条の2第3項第1号】
聾学校教諭	理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）、自立活動（聴覚障害教育） 【免許法第17条第1項、施行規則第63条第4項第2号・第63条の2第3項第2号】
養護学校教諭	自立活動（肢体不自由教育、言語障害教育） 【免許法第17条第1項、施行規則第63条の2第3項第3号】

【効力】 その免許状を有したときから10年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県（中学校及び高等学校の宗教の教科については国公立の学校の場合を除く。）においてのみ効力を有する。
 【免許法第9条第2項、県教委規則第5条】

○臨時免許状

普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定に合格した者に授与する。

免許状の種類	教科又は事項
小学校助教諭	
中学校助教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語等）、宗教
高等学校助教諭	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語等）、宗教 《教科の領域の一部に係る事項》 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務 【免許法第16条の4、施行規則第61条の4】
幼稚園助教諭	
盲学校助教諭	
盲学校特殊教科助教諭	理療（あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを含む）、音楽 【免許法第17条第1項、施行規則第63条第4項第1号】
聾学校助教諭	
聾学校特殊教科助教諭	理容、特殊技芸（美術、工芸、被服） 【免許法第17条第1項、施行規則第63条第4項第2号】
養護学校助教諭	
養護助教諭	

【効力】 その免許状を授与したときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県（中学校及び高等学校の宗教の教科については国公立の学校の場合を除く。）においてのみ効力を有する。
 【免許法第9条第3項】

6 免許状の授与

【免許法第5条】

①大学等における教員養成による授与

普通免許状は、別表第1又は第2に定める基礎資格（学士の学位等）を有し、課程認定を有する大学等において、別表第1又は第2に定める単位を修得した者に授与する。

※ 別表第1 … 大学卒業等による教諭免許状の取得

別表第2 … 大学卒業等による養護教諭免許状の取得

②教育職員検定による授与

教育職員検定（受検者の人物、学力、実務及び身体）は、授与権者が行う。

○普通免許状

【免許法第6条第2項、第4項】

学力及び実務の検定は、別表第3、第5、第6又は第7の定めるところによる。

他の教科についての教諭の免許状を授与するために行う教育職員検定は、別表第4の定めるところによる。（この場合、実務についての検定は要しない）

※ 別表第3 … 教員歴による「他の種類」の教諭免許状の取得

別表第4 … 中学校、高等学校における「他の教科」の教諭免許状の取得

別表第5 … 中学校、高等学校における「実習の教科」の教諭免許状の取得

別表第6 … 教員歴による「他の種類」の養護教諭免許状の取得

別表第7 … 教員歴による「他の種類」の盲・聾・養護学校の教諭免許状の取得

○特別免許状

【免許法第5条第2項、第3項】

次のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づき、授与権者が教育職員検定を行い、これに合格した者に授与する。

(1) 学士の学位を有する者、大学の専攻科又は大学院の入学に関し大学を卒業した者と同
等以上の学力があると認められる者

(2) 担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者

(3) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

○臨時免許状

【免許法第5条第5項】

普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定に合格したものに授与する。

③教員資格認定試験合格による授与

【免許法第16条の2】

普通免許状の種類に應じて、文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学が行う教員資格認定試験に合格した者に対して授与する。

④外国において授与された免許状を有する者等の授与

【免許法第18条】

外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者については、免許法等の規定に準じ、教育職員検定により、各相当の免許状を授与することができる。

7 免許状の書換又は再交付

【免許法第15条】

免許状を有する者がその氏名又は本籍地を変更し、又は免許状を破損し、若しくは紛失したときは、その事由をしるして、免許状の書換又は再交付をその免許状を授与した授与権者に願い出ることができる。

8 1種免許状取得の努力義務

【免許法第9条の2】

教育職員で、その有する相当の免許状が2種免許状であるものは、相当の1種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

9 免許状の失効

【免許法第10条】

免許状を有する者が「4 免許状授与の欠格事項」の(3)、(4)、(6)に該当するに至ったときは、免許状はその効力を失う。

10 免許状の取上げ

【免許法第11条】

免許状を有する者が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められたときは、授与権者はその免許状を取り上げることができる。ただし、現に職にある者については、懲戒免職の処分を受け、その情状が重いと認められるときに限る。

11 罰 則

【免許法第21条・第22条・第23条】

- ① 次のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 免許法の規定に違反して免許状を授与し、教育職員検定を行ったとき
 - (2) 教育職員検定に係る虚偽の証明書を発行したとき
 - (3) 偽りその他不正の手段により、免許状の授与又は教育職員検定を受けた者
- ② 相当の免許状を有していない者を教育職員に任命(雇用)した場合、又は教育職員となった者は、30万円以下の罰金に処する。
- ③ 特別非常勤講師の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。